

平成 23 年 6月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

事業名(予算の事務事業名)		区分	
2	老人福祉施設整備費補助金交付事業(老人福祉施設等施設建設補助事業)	新規	拡大 継続
会計区分	款	項	目
一般会計	3	3	3
所管			
保健福祉局 福祉部 高齢福祉課			
事務事業の位置付け			
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名
根拠法令・条例・規則等	さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 平成22年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金等		
予算要求事業の概要			
内容	社会福祉法人等が整備する特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)等に対し、その建設費の一部を助成します。		
目的・目標	<p><目的> 施設入所を希望する介護者の意向を早急に実現するため、特別養護老人ホーム等を建設する者に対して整備費の一部を助成することにより、施設設置者の負担軽減を図り、社会福祉法人等の積極的な建設意欲を喚起します。</p> <p><目標(平成23年度末)> 特別養護老人ホーム整備目標量 平成21年度末 3,271人 平成22年度末 3,571人 平成23年度末 3,871人</p>		
現状と課題	<p><現状> 特別養護老人ホーム入所待機者数 平成20年10月1日時点 2,013人 平成21年7月1日時点 2,592人 平成22年7月1日時点 2,396人</p> <p><課題> 介護保険制度の開始以来、特別養護老人ホーム等の施設入所待機者の増加が著しく、その解消が急務となっています。</p>		
今後のスケジュール	平成23年度中	交付申請等手続	
		事業着手(着工)	
		開設	
		実績報告等手続	
		補助金支払	

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金の施設補助単価が増額されたためです。 既存のグループホームは、老朽化等から移転が必要であり土地の確保の見通しが立ったこの機に、平成23年度までの事業である県支出金を活用し緊急に移転するものです。
	実施義務	根拠法令等 老人福祉法、介護保険法
効果	他市の実施状況	政令市：川崎市、千葉市等 県内他市：川越市、川口市等
	対象者	社会福祉法人等の施設設置者、施設入所を希望する要介護者等
効果	効果	特別養護老人ホーム等の入所待機者の解消 施設設置者の経費負担を軽減、及び積極的な建設意欲の増大

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考	
平成23年度	補正前予算	1,367,407	<積算内訳> [主な内容] 1 特別養護老人ホーム整備費補助金(6か所) 1,111,850 2 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金(2か所) 255,500
	財源内訳		
	県支出金 255,500 市債 940,600 一般財源 171,307		
6月補正予算	補正予算要求	66,500	<積算内訳> 1 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額等 (1) 地域密着型特養(4,000 - 3,500)千円×29床×2か所 2,900 (2) 小規模多機能(30,000 - 26,250)千円×2か所 7,500 (3) 認知症高齢者グループホーム移転×1か所 30,000 ・県補助金 補助率 10/10
	財源内訳		
	県支出金 66,500		
財政局長査定	財源内訳		<査定内容> 1 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額等 (1) 地域密着型特養(4,000 - 3,500)千円×29床×2か所 2,900 (2) 小規模多機能(30,000 - 26,250)千円×2か所 7,500 (3) 認知症高齢者グループホーム移転×1か所 30,000 ・県補助金 補助率 10/10
	財源内訳		
	県支出金 66,500		
市長査定	財源内訳		<査定内容> 1 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額等 (1) 地域密着型特養(4,000 - 3,500)千円×29床×2か所 2,900 (2) 小規模多機能(30,000 - 26,250)千円×2か所 7,500 (3) 認知症高齢者グループホーム移転×1か所 30,000 ・県補助金 補助率 10/10
	財源内訳		
	県支出金 66,500		
<査定理由> 施設開設者の経費負担の軽減と安定したサービス提供を図るため、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額分も助成することが必要であると判断し、差額分を6月補正予算に計上することとしました。また、認知症高齢者グループホームの老朽化等に伴う移転経費も適切と判断し予算計上することとしました。			
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。			